

平成29年1月24日
政策会議資料
環境部地域環境課

吹田市立やすらぎ苑への指定管理者制度導入及び 吹田市営葬儀から吹田市規格葬儀への移行について

1 主旨

吹田市立やすらぎ苑（以下、「やすらぎ苑」という。）と吹田市営葬儀（以下、「市営葬儀」という。）について、これまで吹田市営葬儀条例により規定していましたが、やすらぎ苑について、火葬場としての位置づけを明確にするため、また、市営葬儀については、手続の簡略化のため直営による制度を廃止し、市の定める規格により、使用者と葬儀業者の契約に基づき葬儀を実施する規格葬儀へと移行するため、条例の題名の改正を含め、吹田市営葬儀条例の改正を行います。あわせて、柔軟な発想による市民サービスの向上や専門的な知識や経験を活かした更なる効率的な施設管理運営が可能となる指定管理者制度を、やすらぎ苑に導入します。

さらに、葬儀規格について、祭壇や式事を省略した略式型を増設し、市民満足度の向上を図ります。

2 やすらぎ苑の指定管理者制度移行について

新たに始める収骨室でのお別れの場の使用に際し、民間の知識や経験を活かした物品販売等、市民ニーズに合わせた柔軟なサービスが可能となります。また、指定管理者制度の一体的で効率的な施設管理運営による事業費の削減を図ります。（別紙1－1・2）

加えて、残骨灰処理業務（※）について専門的な知識や経験をもつ指定管理者により適正な歳入の確保が期待されます。

（※） 残骨灰とは収骨後に残された骨・灰・有価物等であり、市の所有物になることから適正な処理が求められます。現在、残骨灰処理業務は委託しており、無害化処理等中間処理を経て分別され、供養など適正に処理し、有価物についてはその売却額を市へ納入することとなっています。

しかし有価物の適正量については、市が判断するには一定の限界があります。そこで、指定管理者の持つ残骨灰処理に伴う専門的知識を活用します。

3 やすらぎ苑で市民ニーズへの対応として実施検討しているサービス
新たに待合室と収骨室を有効活用します。

これまで、やすらぎ苑は火葬を行う場であることから食事を認めていなかったため、精進落とし等の食事については、葬儀場等で行っていました。しかし、近年、様々な規格で葬儀が行われるようになり、火葬の待ち時間に食事を行うための部屋を希望する声が寄せられていることから、待合室を提供します。

また、収骨室については、通常葬儀を行う事がない死産児等に対する最後のお別れの場として提供します。なお、収骨室のお別れ利用については、普段使用しない時間帯（10時～12時）について、新たに費用をかけずに実施することから、現時点では使用料を無料とします。（別紙1－3）

※食事場所の提供や別に提案する略式葬儀に対応する部屋の提供については、平成29年（2017年）7月から開始し、平成30年（2018年）4月からは指定管理者の持つ民間の知識や経験を活かすことで更なる市民サービスの向上を図るものです。

4 吹田市規格葬儀への移行について

市営葬儀については、使用者が使用許可手続をしたうえで指定葬儀業者と契約することになっていますが、規格葬儀は市の使用許可が不要で直接指定葬儀業者と契約することから、手続の簡略化が図られるため市営葬儀を廃止し、規格葬儀へ移行します。（別紙2－1）

また、本市には斎場がないため、市が直接葬儀を行うのではなく、指定葬儀業者への委託で市営葬儀を実施しています。委託の際、市章入りの燈籠を購入し、指定葬儀業者へ貸与していますが、規格葬儀移行に伴い、貸与の必要性がなくなることから、新たな費用を抑制できます。

5 葬儀規格の増設について

祭壇や式事を省いた葬儀を要望する声が増えてきていることから、市民ニーズに対応可能な葬儀プランについて指定葬儀業者と協議を重ね、宗派にとらわれない最低限必要な葬祭用品等の提供を行い、祭壇や式事を省略した略式型の増設を行います。（別紙2－2）

6 各制度実施（移行）時期について

指定管理者制度…………平成30年（2018年）4月

やすらぎ苑の有効活用…平成29年（2017年）7月

規格葬儀制度…………平成29年（2017年）7月

略式型の増設…………平成29年（2017年）7月

7 パブリックコメント実施状況

意見提出期間：平成28年（2016年）12月19日（月）

～平成29年（2017年）1月20日（金）

意見提出状況：13件（4通）

8 今後のスケジュール

（1）平成29年（2017年）2月議会に提案

提案内容…吹田市営葬儀条例を吹田市立やすらぎ苑条例に一部改正

（2）平成29年（2017年）7月1日

（仮称）吹田市立やすらぎ苑条例及び同施行規則の施行

（仮称）吹田市規格葬儀要領の施行